

## インターネット支店取引規定

本規定は、お客さまと西中国信用金庫(以下「当金庫」といいます。)インターネット支店(以下「当店」といいます。)との間で取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当金庫が定める取引に関連する規定が適用されることに同意したものとします。

### 第1条(取引の範囲)

1. お客さまは、本規定に基づき、次の各号にあげる当金庫所定の取引をご利用いただけます。
  - (1)普通預金
  - (2)定期預金
  - (3)消費者ローン(カードローン契約を含む)
  - (4)その他当金庫所定の取引
2. 当店で提供する商品、適用する金利、手数料等は、当店以外の当金庫本支店と異なる場合があります。

### 第2条(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。

### 第3条(利用資格)

当店へ取引の申込みができるお客さまは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 日本国籍を有する18歳以上の個人のお客さま
- (2) 山口県内全域、島根県益田市、鹿足郡、広島県大竹市、福岡県北九州市にお住まいのお客さま、またはお勤めのお客さま
- (3) 当金庫に普通預金口座を開設されていないお客さま
- (4) 居住地国(納税地国)が日本国のみのお客さま
- (5) 外国政府等において重要な公的地位にある方(あった方)またはその家族のいずれにも該当しないお客さま
- (6) 成年後見制度を利用されていないお客さま、または利用の対象でないお客さま
- (7) 少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用されないお客さま
- (8) 開設した口座を事業用に使用しないお客さま
- (9) 日本国発行の有効な運転免許証またはマイナンバーカードをお持ちのお客さま
- (10) 運転免許証またはマイナンバーカードに記載されている住所と現在の住所が一致するお客さま

### 第4条(取引の開始)

1. 当店との普通預金取引は、お客さまが本規定を承諾し、第6条による普通預金口座の開設、キャッシュカード(以下「カード」といいます。)を発行し、当金庫が所定の手続を完了した後に開始します。なお、カードについては、代理人カードを発行しません。
2. 前項以外の取引は、お客さまが本規定を承諾し、取引の申込みを行ったうえ、当金庫がこれを受領し

承認して所定の手続を完了した後に開始します。

3. 当店以外の当金庫本支店から、取引店の変更をすることにより当店と取引を開始することはできません。
4. 当店から、当金庫本支店への取引店の変更をすることはできません。

#### 第5条(法令上の義務の履行)

1. 犯収法および関係法令(以下「犯収法等」といいます。)に定める取引時確認が必要な取引を行う場合、犯収法等で定める方法により取引時確認をさせていただきます。
2. お客さまは、当金庫が負う法令上の義務を履行する範囲において、必要な事項に協力していただきます。
3. 前各項の履行がされないときは、取引のお断り、取消、停止、解約などの措置を行うことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### 第6条(普通預金口座の開設)

1. 普通預金口座の開設を申込みの際は、次の方法によります。

お客さまが本規定を承諾し、スマートフォン(当金庫所定の情報提供サービス対応会社の携帯電話)で西中国信用金庫アプリを利用して法令上の義務の履行に必要な確認事項、その他当金庫が定める事項等の申告、カードの発行申込および、しんきん個人インターネットバンキングサービス(以下「IBサービス」といいます。)の契約申込ならびに運転免許証等を撮影して送信いただき、当金庫所定の書類を郵送等により提出していただく方法です。
2. 当金庫は、当店の普通預金の口座開設を承認した場合、次のとおり手続します。
  - (1)この預金については、0円で開設します。
  - (2)この預金については、カードを発行し、お客さまの住所・氏名にあてて簡易書留郵便で送付します。
  - (3)この預金は通帳を発行しません。口座の取引明細は「西中国信用金庫アプリ」「IBサービス」等で確認していただきます。
3. 当金庫は、送信内容または送付書類に疑義が生じた場合、お客さまが法令上の義務を履行されない場合または当金庫が負う法令上の義務の履行に協力いただけない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、この預金の口座開設のお断り、承認を取消することがあります。
4. この預金の開設は、当金庫においてお客さまお一人につき1口座とします。
5. この預金は、当金庫のIBサービスの契約が必須となります。

#### 第7条(印章の届出)

1. お客さまは、当店との取引に使用する浸透式、軟質材による印章を除く印章(以下「お届け印」といいます。)により当金庫所定の印鑑票へ必要事項を記入および署名押印し届出てください。
2. お届け印は、お客さまお一人につき一つお届けいただくものとし、当店におけるすべての取引において共通のお届け印とさせていただきます。
3. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故

があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### **第8条(当店との取引)**

1. お客様は、インターネット回線に接続した情報端末を使用して、IBサービスで可能な取引ができます。
2. お客様は、カード規定その他当金庫が定める取引に関連する規定で定めた本人確認手続を行うことにより、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動取引機(以下「ATM等」といいます。)および当金庫本支店窓口にて、カードを使用して行う普通預金に係る現金の預入れ、払戻しおよび普通預金からの振替による振込その他カードで可能な取引ができます。
3. 定期預金は、IBサービスを利用し、お客様名義の当店の普通預金口座を介して振替による取引を行うものとします。なお、この取引は総合口座の取扱いができません。
4. 当店の定期預金については、通帳および証書は発行しません。
5. 取引明細および残高証明書等を必要とされる場合は、当金庫所定の方法により都度当店にお申出ください。なお、証明書等は当金庫の所定の手数料が必要となります。

#### **第9条(ATM等の故障や通信機器またはコンピューター等の障害時の取扱い)**

1. 停電、故障等により当金庫のATM等で当店との取引ができない場合、あるいは通信機器、回線またはコンピューターの障害等によりIBサービスによる取引ができない場合には、当店以外の当金庫本支店の窓口にて、当金庫所定の方法で預金の預入れ、払戻しおよび預金からの振替による振込をすることができます。
2. 前項の理由により当金庫のATM等またはIBサービスによる取引ができない場合に、当金庫のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

#### **第10条(証券類の取扱い)**

1. 当店は、手形、当座小切手等の発行はしません。
2. 当店は、手形、小切手、配当金領収書その他の証券類の受入れはしません。

#### **第11条(消費者ローンの取扱い)**

1. 当店で取扱うカードローン契約を含む消費者ローン(以下、「消費者ローン」といいます。)。消費者ローンは、当金庫が定める所定の本人確認および申込ができるお客様に限られます。
2. 消費者ローンの申込にあたっては当金庫所定の基準に照らして審査を行い、審査により申込をお断りする場合があります。この場合、当金庫所定の方法によりその旨を通知します。なお、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当店で消費者ローン取引を開始したお客様は、いかなる理由があっても他の当金庫本支店との複数店舗で融資取引を取扱うことはできません。
4. 消費者ローンの取扱いにおいては、別途定める各種ローン規定、カードローン規定および保証委託約款等、所定の規定が適用されます。
5. 消費者ローン(カードローンについては極度額)合計額が700万円を超えるときは会員となつていただきます。

## 第12条(自動支払等の取扱い)

1. 普通預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
2. 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高を超えるとときは、そのいずれを支払うかは当店の任意とします。
3. 自動支払が完了した後に、既に支払が完了した各種料金等の支払をやめることはできませんので、預金口座振替契約先機関との間で協議してください。
4. 自動支払の停止については、預金口座契約先機関に依頼することにより停止手続をおこなってください。

## 第13条(振込等の取扱い)

1. 振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること(以下「訂正」といいます。)、または依頼を取りやめること(以下「組戻し」といいます。)はできません。ただし、当社がやむをえないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当金庫所定の手続にて本人確認を行ったうえ、受付けるものとします。また、組戻しについては、当金庫所定の組戻し手数料をいただきます。
2. 組戻しにより、お客さまの指定する振込先口座のある金融機関(以下「振込先金融機関」といいます。)から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合振込手数料は返却しません。
3. 前各項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人さまとの間で協議してください。
4. 当店では、外国為替取引の取扱いができません。なお、被仕向外国送金があった場合は、預金口座へは入金せず、仕向銀行に返却します。

## 第14条(譲渡、質入れ等の禁止)

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかる一切の権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

## 第15条(取引の制限等)

1. 当金庫は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。  
お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
3. 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 第16条(解約)

1. 取引を解約する場合には、当店に申出のうえ、当金庫所定の手続を行ってください。ただし、当店の普通預金口座およびIBサービスを解約する場合には、同時に当店とのその他すべての取引を解約してください。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫は通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知するなどにより、当店との取引を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

  - (1) 本規定その他当金庫が定める各規定に違反した場合
  - (2) 預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (3) 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - (4) お客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になった場合
  - (5) お客さまが第14条に違反した場合
  - (6) 取引に関する諸手数料の支払がなかった場合
  - (7) 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、お客さまについて確認した事項または第15条第1項もしくは第2項の定めにもとづきお客さまが届出た事項等について、届出事項等が虚偽であることが明らかになった場合
  - (8) 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - (9) 支払の停止または破産もしくは民事再生手続の申立てなどがあった場合
  - (10) お客さまに相続の開始があったことを当金庫が知った場合
  - (11) 成年後見制度の利用者になった場合
  - (12) 前各号のいずれかの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
  - (13) 前各号のほか、取引停止、解約を必要とする相当な事由が生じた場合
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより取引を解約することができるものとします。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - (1) お客さまが当金庫に対して行った反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)に該当したことが判明した場合
  - (3) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (4)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (5)上記(1)から(4)までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
4. 前各項により、取引を停止もしくは解約したことまたは停止もしくは解約しないことによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。
5. 取引の解約により、お客さまへの返還金等がある場合は、当店の普通預金に入金します。ただし、普通預金を解約する場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ当金庫が定める手数料を差引して振込する方法その他の方法で交付します。また、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをします。
- なお、第2項または第3項により、取引が解約されお客さまへの返還金等がある場合、または取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
6. 当社が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

#### 第17条(諸手数料)

1. 残高証明書発行手数料、カード再発行手数料その他取引後に支払う諸手数料は、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引落します。
2. 未利用口座管理手数料
  - (1)当金庫が別に定める条件に該当した場合には、普通預金を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。
  - この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。
  - (2)前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫はお客さまに通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

この場合、手数料の充実に不足が生じても、当金庫はこれを請求しません。

また、解約された口座の再利用はできません。

#### **第18条(通知等)**

1. 当金庫からお客さまに対する通知および告知は、当金庫所定のホームページへの掲載、西中国信用金庫アプリへの掲載、電子メールの送信、IBサービス取引画面での電子交付または書類等の送付その他の方法により行うものとします。
2. 届出のあった電子メールアドレス、氏名・住所にあてて当金庫が通知、告知または書類等を送付した場合には、お客さまの責めに帰すべき事由により延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これにより紛争が生じても、当金庫は責任を負いません。  
また、返戻された送付書類等に関し、当金庫は保管等の責任を負いません。

#### **第19条(個人情報の取扱い)**

1. 当金庫は、お客さまの個人情報を当金庫の「個人情報の取り扱いについて(個人情報保護宣言)」に従い取扱います。
2. 「個人情報の取り扱いについて(個人情報保護宣言)」は、当金庫ホームページ上に掲載しています。

#### **第20条(届出事項の変更等)**

1. お届印、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店もしくは当金庫本支店に届出てください。この変更の届出は当金庫の変更手続きが終了した後に有効となり、変更手続きの前に変更が行われなかったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、当店の届出事項の変更につきましては、郵送等にてお手続きすることができます。
2. 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。

#### **第21条(喪失の届出)**

1. お届印、カードその他取引に使用する物を失ったときは、直ちに当店もしくは当金庫本支店へ届出するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、当店の紛失の届出につきましては、郵送等にてお手続きすることができます。
2. 前項の届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### **第22条(成年後見人等の届出)**

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、当店との取引の解約手続きが必要となりますので、直ちに届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合も前項と同様とします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前各項と同様に、直ちに届出てください。
4. 前各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに届出てください。

5. 前各項の届出前に、当金庫が過失なくお客さまの行為能力に制限がないと判断して応じたお取引については、お客さまおよびその補助人・保佐人・成年後見人もしくはそれらの承継人は取消を主張できないものとし、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第23条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

1. 当店で取扱う預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、当店で取扱う預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。

ただし、当店で取扱う預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2) 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。

(3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 第24条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

1. 当店で取扱う預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

(1) 当金庫ホームページに掲げる異動が最後にあった日

(2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

(3) 当金庫がお客さまに対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合

(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客様の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。

(4) 当店で取扱う預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

(1) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、当店で取扱う預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日

(2) 当店で取扱う預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと／当該手続が終了した日

(3) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

#### 第25条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

1. 当店で取扱う預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき当店で取扱う預金に係る債権は消滅し、お客様は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

2. 前項の場合、お客様は、当金庫を通じて当店で取扱う預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。

この場合において、当金庫が承諾したときは、お客様は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

3. お客様は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

(1) 当店で取扱う預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

(2) 当店で取扱う預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

(3) 当店で取扱う預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

(4) 当店で取扱う預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、お客様に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

(1) 当金庫が当店で取扱う預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

(2) 当店で取扱う預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

(3)前項にもとづく取扱いを行う場合には、お客さまが当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### **第26条(免責事項)**

1. 当金庫所定の本人確認手続により、当金庫が本人と認めて行った取引は、暗証番号、お届印等に偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、お客さまは、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」および当金庫が定める取引に関連する規定により一定の基準による損害の補てんを当金庫に請求することができます。
2. 災害、事変もしくは著しい社会変動等当金庫の責によらない事由または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、取引が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

#### **第27条(規定の準用)**

1. 当店との取引において、本規定に定めのない事項については、しんきんインターネットバンキング利用規定他、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。
3. 当金庫が定めた各規定等は、当金庫ホームページへの掲載およびその他相当の方法により告知します。

#### **第28条(取引・サービス等の変更)**

当金庫の都合により、当店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫ホームページへの掲示にて告知するものとします。

#### **第29条(規定の変更)**

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

#### **第30条(準拠法および管轄裁判所)**

1. 当店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
2. 当店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2023. 10. 2)